

4. 大規模開発（4.5ha以上の開発行為）

大規模開発（4.5ha以上の開発行為）については、事前相談、事前協議制度をとっていますので、大規模開発をしようとする者は、「開発許可事前相談申込書」を知事に提出して下さい。

事前相談が終了した後、「開発許可事前協議書」が提出されれば、事前協議を行います。

事前協議が終了した後、開発許可申請を行うこととなります。

大規模開発許可事務の許可申請までの流れ概要図

事前相談

開発の構想段階において、当該開発の実施に当たり必要となる許認可、当該許認可に係る事務処理のフロー等について説明を受けることにより、その後の手続が円滑に進むことを目的としています。

事前協議

開発の基本計画について、県の関連部局で構成する横断的組織において種々の観点から検討し、立地の可否等の主要事項に係る調整を行うとともに、その他の関連事項についてあらかじめ事業者へ各部局からの意見を通知し、設計等に反映させることを目的としています。

許可申請

※ 提出部数 事前相談申込書、事前協議書とも

正 1部 副 必要部数

